# 8月1日から介護保険の費用負担が変わります

### ●利用料の負担割合が変わります

一定以上の所得がある方は、サービスを利用したときの負担割合が1割から2割に変わります。

区分	対象者
収入が年金のみの方	年収280万円以上の方は2割負担
年金以外に収入がある方	合計所得金額が160万円以上の方は2割負担

## ●特別養護老人ホーム多床室の部屋代が変わります

特別養護老人ホームの多床室に入所する課税世帯の方などは、室料相当の額を負担してもらうことになります。(町立しあわせ荘の場合は、1日あたり370円から840円となります。)

## 介護サービスを利用して、自己負担額が高額になったとき

## ●高額介護サービス費の申請ができます

1ヵ月に支払った利用者負担が、一定の上限(自己負担限度額)を超えたときは、超えた分が申請により払い戻されます。

福祉用具購入費や住宅改修費、食費・居住費等の対象外となる経費もあります。

対象者には、申請書を添えてご案内していますので、必ず申請書を提出してください。

所得区分	自己負担限度額(月額) 7月まで	自己負担限度額(月額) 8月から
現役並みの相当所得 (課税所得が145万円以上)	- 37,200円	44,400円 注1
一 般		37,200円
市町村民税世帯非課税等	24,600円	24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円	15,000円

注1 収入によっては申請により「一般」扱いになる場合があります。対象者には7月上旬に順次申請のご案内をいたしますので、必ず7月中に手続きされますようお願いします。

#### ●高額医療合算介護サービス費(年1回)

高額介護サービス費により、月ごとの払い戻しを受け負担軽減されているものの、それでもなお医療費と合算したうえで、年単位でみた場合に負担が高額となっている世帯には、さらに負担軽減を図る合算制度により払い戻しを行っています。